

厚生労働省生活衛生課から、次のとおり周知依頼がありましたので、よろしくお願いいたします。

【依頼】

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（17言語）で周知することとされております。

つきましては、ポスターをお送りいたしますので、必要に応じて我が国へ渡航予定の方々又は関係機関等への周知をお願いいたします。

<17言語ポスター>

[\[訪日される外国人旅行者向け\]ワクチンで防げる感染症予防情報 | 厚生労働省](#)

<参考>

●外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（抜粋）

外国人についても、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種の接種率の向上を図っている。また、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（17言語）で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進めている。入国前結核スクリーニングの対象国から日本に中長期間在留する目的で入国しようとする者に対して、結核非発病証明書の提出を求めている。

〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号128》

・ [外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議](#)

・ 総合的対応策 [kettei_sougoutekitaiousaku_honbun.pdf](#) P32